

国庫補助負担金の 現状と改革の課題 (I)

坂 本 忠 次

目 次

はじめに

1. わが国補助金政策の変遷と現状
2. 国庫補助負担金の弊害と地方行財政統制
 - a. 国庫補助金の弊害と自治体側の要望
 - b. 地方行財政統制の現段階
 - c. 各省のタテ割りによる重複, 二重行政
3. 国庫補助負担金の削減問題
 - a. 国の減量化と高率補助金削減問題
(以上本号, 以下次号)
 - b. 国庫補助負担金削減の自治体への影響
 - c. 地財法第10条経費との関連
 - d. 生活保護費への影響と対応
4. 補助金改革の課題と展望
—むすびにかえて—

はじめに

わが国における特定補助金としての国庫補助負担金—総称としての国庫支出金—の改革問題が大きくクローズアップされている。今日、国の行革で「補

(1) 本稿は、日本財政学会第43回大会（1986年10月17日～18日、於法政大学経済学部）の共通論題・政府間財政関係の現状と動向、の報告要旨に加筆訂正してまとめたものであ

助金等」といわれているものは、わが国の一般会計歳出の約3割を占め（このうち地方公共団体向けの支出は8割を占める）、現代日本の国・地方の財政関係のななめの一つをなすものであるが、その改革が緊急の課題とされるにいたったのは、それが地方財政の自主的な運営を阻害し、財政資金の効率的な使用の面でもムダと弊害が大きいこと、そうして、直接的には国の財政危機克服策がその理由であろう。しかし、国庫補助負担金の削減等は、わが国の地方行政運営に大きな影響を及ぼすところから、その改革は画一的には行えないこともまた事実であろう。

たとえば、政府により「補助金等」といわれているものの中にも、1. 国庫負担金（地方財政法第10条～第10条の3）、2. 国庫委託金（法第10条の4）、3. 国庫補助金（法第16条）などがあり、ほかにも法第34条に掲げられた、国の負担金など（法第9条の例外規定）もみられる。このうち、とくに2.の「地方公共団体が負担する義務を負わない経費」としての国の委託金を別にすれば、その大部分は、1.の国庫負担金によって占められており、3.の奨励的補助金は地方財政計画等によってみてもきわめて限定されているのである。また、国庫補助負担金の機能には、国が一定の国民的な行政サービス水準を維持するための機能と特定の施策の奨励のため政策手段として機能しているものがあるが、とくに前者の機能は、ナショナル・ミニマム確保とも関連し、また所得の社会的再分配機能をもった現代福祉国家の社会保障支出の根幹にかわっており、いわば行政サービス給付における国民的な格差是正、給付の「平等性」原則とも関連している。

上記の「平等性」原則に対するものが、とくに現代の都市・農村自治体財政運営における市民（住民）自治を前提とした「自主性」ないしは「自律性」

る。当日は、柴田徳衛東京経済大学教授からの討論をはじめ岡本英男東北学院大学教授からの質問ならびに、その後参加者からもいくつかのコメントを頂いた。本稿は、これらを踏まえて報告内容に若干の修正を加えて発表するものである。当日の討論者並びに貴重な意見をお寄せ下さった方に紙上を借りてお礼を申し上げたい。

の原則であろう。シャープ勧告・神戸勧告を通じて提案された国・地方の事務再配分の三原則（「行政責任の明確化」「効率化」「市町村優先」）は、基本的には、このことを前提とするものである。また、奨励的補助金の機能も、産業構造の高度化と変貌過程を通じてその変化をみせているが（例、農業関係補助金等）、一方で、日本経済の円高と内需拡大策のため公共投資、ハイテク化に向けた自治体の新たな工場誘致政策、行革審の提案にともなう市町村合併の促進策等の中で、新たな政策的補助金への萌芽もみられる現状にあることに留意しなければならない。

今後のわが国の補助負担金の改革は、基本的には、都市・農村自治体の財政運営における「自律性」原則—とりわけ都市自治権—の確立をめざし、また財政資金使用の「効率性」原則—民主的効率性—に照らして進めなければならないことはいうまでもない。ただ当面の「補助金等」の削減問題については、国・地方間の財政秩序の根幹にかかわる問題であり、その大宗をなすものが国庫負担金であるところから、「補助金等」の個々の機能を充分検討しつつ改革を進めなければならないのである。

本稿では、現下のわが国の政府間の財政関係の根幹にかかわる国庫補助負担金の改革問題について、とくにこれを現代福祉国家の都市・農村における社会政策行政のゆくえとの関連を念頭に検討しておきたいと思う。⁽²⁾

(2) 周知の通り、わが国の国庫補助負担金問題については、すでに多くの書物や論文等があるが、最近の研究文献を中心にいくつかあげておこう。補助金の政治経済学については広瀬道貞『補助金と政権党』朝日新聞社、1981年が知られ、わが国特有の農業補助金問題については、古く大内 力『農業問題の財政学』東京大学出版会、1950年と共に最近の今村奈良臣『補助金と農業・農村』家の光協会、1978年がある。そうして、ここ5～6年の間には、藤田武夫『現代日本地方財政史』上巻、第4章、日本評論社、1978年（中・下巻も参照）。林 建久『地方財政』大蔵省編『昭和財政史』第16巻、東洋経済新報社、1975年。岩元和秋『全訂・現代地方財政論』第4章、時潮社、1983年。同「補助金の政治経済学」林栄夫教授還暦記念『現代財政論の再検討』時潮社、1978年所収。古川卓萬「補助金の基本問題」『経済学論集』（西南学院大学）1981年。宮入與一「国庫支出金」岩元和秋編『現代日本地方財政論』有斐閣、1982年所収。機関委任事務について

1. わが国補助金財政策の変遷と現状

わが国の国庫補助金負担金は、戦前では、日清戦争後の1900年前後に制度的確立をし、第1次大戦後の1920年代とりわけ昭和恐慌後1930年代に拡大をみた⁽³⁾。1950年のシャープ勧告による補助金(特定の交付金)の廃止ないしは、削減一低く押さえる一の提案⁽⁴⁾にもかかわらず、その後中央各省庁からの地方への補助負担金支出の拡大が漸次みられ始めてゆく。この場合とくに1960年代の高度経済成長・地方開発政策の中で、国からの委任事務(機関委任・団体委任)の拡大にともなう国庫負担金の増加が顕著にみとめられた。

は、室井 力編著『行政事務再配分の理論と現状』勁草書房、1980年。舟場正富「機関委任事務の実態と改革の方向」藤田武夫・和田八東・岸 昌三編『地方財政の理論と政策』文眞堂、1978年所収。宮本憲一「機関委任事務と財政改革」『経済学会雑誌』第75巻4・5号、1980年。坂本忠次『現代地方自治財政論』青木書店、第2章、第3章、1986年などがある。ほかに、佐藤進『地方財政総論』税務経理協会、1978年。橋本 徹・林宣嗣「地方団体に対する補助金の現状と問題点」『経済学論究』(関西学院大学)1981年10月。橋本 徹「国庫補助金等削減の検討」『大阪大学経済学』1985年12月。沢井 勝「国庫補助率引下げの意味するもの—国費・地方費負担区分論と地方自治—」『ジュリスト増刊総合特集』37号、1985年。藤田武夫「わが国における国庫補助金の変遷と改革の課題」『都市問題』第77巻—7号、1986年7月。和田八東「最近の国庫補助金削減問題」同上。大川政三「補助金の効率性」同上。伊東弘文「西ドイツの補助金改革論」同上。中西啓之『地方財政入門』第5章、新日本出版社、1986年。保母武彦「日本における国と地方の財源配分の変貌」宮本憲一編『地方財政の国際比較』勁草書房、1986年、所収。坂本忠次「都市財政と国庫補助金—都市の生活保護費を例として—」『都市問題研究』第36巻12号、1984年。同「国庫補助金と地方行政統制」『都市問題』第77巻7号、1986年などを参照されたい。

(3) この点についてくわしくは、前掲拙著『現代地方自治財政論』第3章4節参照。

(4) シャープ使節団の『日本税制報告書』、1949年9月では、補助金〔Subsidies (Specific Grants in Aid)〕の改革について、「われわれは補助金制度の構想自体(the general idea of grants in aid)は正しいものであり、この総額を若干増加すべきであると信ずるものであるが、現行制度は大巾に修正する必要がある」と述べた後、(1)経費は全額政府負担であって、施策は地方団体によるところの、全額補助金(the 100 percent subsidies)はこれを廃止すべきである。(2)一部補助金(partial subsidies)の総額はこれを削減させるべきである。奨励的性質を帯びるその他の一部補助金(奨励的補助金)は存続すべきであ

しかし、1980年代に入り、国の補助金等の整理合理化政策を反映し、補助金等予算の絶対的な減額が1984年度予算以降みられ始めた。（第1表参照）とくに、一般会計当初予算に占める補助金等の割合は年々低下し、整理、統合、メニュー化、終期の設定、補助率の引き下げによる減額（とくに1985年度以降）も漸次進みつつあるのが現状である。（第2表）

第1表 補助金等総額の推移

（単位：億円，%）

年度	(A) 一般会計当初 予 算 額	対前年度 伸 率	(B) 補助金等当初 予 算 額	対前年度 増△減額	対前年度 伸 率	(B/A) 補助金等 の 割 合
1980	425,888	10.3	138,520	9,669	7.5	32.5
1981	467,881	9.9	145,067	6,547	4.7	31.0
1982	496,808	6.2	147,658	2,591	1.8	29.7
1983	503,796	1.4	149,950	2,292	1.6	29.8
1984	506,272	0.5	145,645	△4,305	△2.9	28.8
1985	524,996	3.7	144,301	△1,344	△0.9	27.5
1986	540,886	3.0	141,090	△3,211	△2.2	26.1

注) 大蔵省資料による。

るか低く押さえるべきである。(3)地方公共事業補助金のうち災害復旧事業をすべて政府に移管するほかは現状を維持する。(4)配付税(distribution tax)は、一層大局的、全般的の目的をもつ平衡交付金(equalization grant)に改めるべきである。などの諸点を述べている。『報告書』第1巻、p. 24～p. 26『第2次報告書』p. 21～p. 22、および付録、第3巻A16～A21参照。ここでシャープ報告書にいう(1)の全額補助金は「地方当局が中央政府のためになしたと思われる行政の代償として支払われる」もので、勧告当時約130種、最大の項目として終戦処理費、統計作製、農地調整、および農地委員会関係の費用、などをあげているので、現行の地方財政法第10条の4の委託金がほぼこれに該当するとも考えられる。(2)の一部補助金は、「政府の（府県及び）市町村に対する一部補助金」で210種類（勧告当時）あるものとされ、国の利害の程度に応じて国庫が経費を分担するもので、今日の義務教育費国庫負担金その他の政府負担金(“share” of the national government)に相当するものと奨励の性質を帯びるものとに分けられている。地方公共事業費のうち大部分は災害事業費を含めて今日地方財政法第10条の2関係経費（普通建設事業費国庫負担金）、第10条の3関係経費（災害復旧事業費国庫負担金）に相当している。シャープは、国による全額補助金を廃止し、他は奨励的補助金を含めて低く押さえることを勧告していたことに注意しておきたい。なお、シャープ勧告後国庫が「負担」する義務がある一部補助金はいくつかできて行った事実留意しておく必要がある。

第2表 最近における補助金等整理合理化の状況 (1980—1986)

区分 年度	整理		前年度より減額したもの		補助率の引下げ 件数	統合・メニュー化件数			終期の設定 件数	定員削減		その他 件数	合計	
	件数	金額	件数	金額		統合前	統合後	差引		件数	件数		金額	件数
					億円				億円			億円		
1980	328	533	737	1,095	6	54	39	15	667	93	39	21	1,906	1,667
1981	292	461	586	1,198	10	129	55	74	210	88	29	14	1,329	1,688
1982	248	337	766	2,735	7	786	206	580	117	85	35	8	2,017	3,107
1983	154	355	1,108	3,624	9	134	74	60	72	83	28	71	1,631	4,007
1984	83	589	953	7,232	12	34	15	19	65	81	27	11	1,239	7,848
1985	147	330	833	4,945	282	134	70	64	108	59	14	5	1,568	5,289
1986	105	495	822	7,150	248	77	58	19	111	63	15	26	1,452	7,660

高度成長期を中心に拡大をみせた補助金等のうち大宗を占めるのが国庫負担金であることは注意を要する。第3表にみる通り1984年度決算で国庫支出金は1984年度純計決算で10兆6013億円である。普通国庫負担金（法第10条関係）のうち義務教育費が補助金全体の22.7%、生活保護費（11.2%）、児童保護費（4.3%）、老人保護費（2.4%）等の広義の社会福祉関係が全体の19%、普通建設事業費（法第10条の2関係）が40.9%、災害復旧事業費（法第10条の3関係）4.1%、失業対策事業費（法第10条の4）0.7%と国庫負担金だけで87.4%にも達するのである。次に大きいのが奨励的補助金（法第16条関係）の10.9%である。なお、都道府県支出金は、第4表にみる通り84年度で1兆3450億円、国庫支出金全体に対しては13.5%を占めている。うち国庫財源を伴うものが60.2%（1984年度）、この中で普通建設事業費支出金（34.3%）がその過半を占めている。児童保護費負担金3.3%、老人保護費負担金2.9%である。また、災害復旧事業費支出金4.8%、委託金2.8%である。都道府県費のみのものが39.8%と近年増加する傾向にあることも国の行革の影響であろう。いずれにしても、国庫支出金に比べればわが国の都道府県支出金の比重はアメリカの州財政などの位置に比べてなお小さいことが注意される。

第3表 戦後わが国の国庫支出金の種類と推移

(単位：億円)

年 度	1958(昭和33)	1965(〃40)	1970(〃45)	1980(〃55)	1983(〃58)	1984(〃59)		
						都道府県	市町村	純計額
1) 義務教育費	956(27.4)	2,214(23.9)	4,789(23.0)	20,887(19.9)	23,294(21.7)	23,965(33.9)	137(0.4)	24,102(22.7)
生活保護費	387(11.2)	931(10.1)	2,203(10.6)	9,384(80.9)	11,343(10.6)	2,395(3.4)	9,451(26.8)	11,846(11.2)
児童保護費	66(1.9)	205(2.2)	704(3.4)	4,243(4.0)	4,411(4.1)	1,364(1.9)	3,168(9.0)	4,533(4.3)
結核医療費	—	—	—	503(0.5)	389(0.4)	262(0.4)	142(0.4)	404(0.4)
精神衛生費	—	—	—	802(0.8)	743(0.7)	702(1.0)	—	702(0.7)
老人保護費	—	—	—	1,810(1.7)	2,406(2.2)	973(1.4)	1,575(4.5)	2,547(2.4)
老人医療費	—	—	—	2,990(2.9)	—	—	—	—
普通建設事業費	1,018(29.2)	3,431(37.1)	9,042(43.5)	47,595(45.3)	44,418(41.3)	29,213(41.3)	14,125(40.0)	43,338(40.9)
災害復旧事業費	419(12.0)	873(9.4)	944(4.5)	3,294(3.1)	5,753(5.4)	3,215(4.5)	1,101(3.1)	4,316(4.1)
失業対策事業費	206(5.9)	318(3.4)	457(2.2)	904(0.9)	792(0.7)	250(0.4)	495(1.4)	745(0.7)
2) 委 託 金	87(2.5)	170(1.8)	341(1.6)	2,081(2.0)	1,899(1.8)	765(1.1)	775(2.2)	1,541(1.5)
建設事業費	33(0.9)	86(0.9)	64(0.3)	171(0.2)	195(0.2)	168(0.2)	64(0.2)	232(0.2)
そ の 他	54(1.6)	84(0.9)	277(1.3)	1,908(1.8)	1,704(1.6)	597(0.9)	712(2.0)	1,309(1.3)
3) 財政補助金	12(0.3)	23(0.3)	23(0.1)	263(0.3)	232(0.2)	165(0.2)	55(0.2)	220(0.2)
4) そ の 他	340(9.7)	1,088(11.8)	2,304(11.1)	10,285(9.7)	11,779(10.9)	7,425(10.5)	4,295(12.0)	11,720(10.9)
合 計	3,492(100.0)	9,253(100.0)	20,808(100.0)	105,052(100.0)	107,458(100.0)	70,693(100.0)	35,320(100.0)	106,013(100.0)

注) 『地方財政白書』各年版。1)は国庫負担金、4)は主として奨励的補助金。上記のほか国庫提供施設等所在市町村助成交付金、1984年度25,150百万円があげられている。

したがって補助金等の改革の中心は、国庫負担金問題であり、その影響としての都道府県支出金問題も含まれる。しかも、義務教育費や国の社会保障関係支出にかかわる国庫負担金と、産業基盤・生活基盤にかかわる公共事業費及び農業関係費などを中心とした普通建設事業費国庫負担金が中軸を占め、わが国の地方財政にビルト・インしているのである。

国庫支出金は、歴史的には、義務教育費や災害復旧費等に起源をもっているが、戦後の義務教育費国庫負担法(1952年)をはじめ生活保護法(1950年旧法を改める)など現代福祉国家における社会保護関係法もシャープ改革以後から、多数制定された。ここでは、国の義務的支出、国の共同責任が明確化されていったことが重要であり、補助金等の改革の中でこの点を現代的な地方自治との関連で基本的にどのように位置づけてゆくかにかかっているの

第4表 都道府県支出金の状況

(単位：億円，%)

区 分	決 算 額					構 成 比				
	1975	1977	1980	1983	1984	1975	1977	1980	1983	1984
国庫財源を伴うもの	4,422	6,520	10,005	9,448	8,635	61.4	65.6	68.2	62.8	60.2
児童保護費負担金	290	386	450	462	471	4.0	3.9	3.1	3.1	3.3
老人保護費負担金	491	231	310	392	412	6.8	2.3	2.1	2.6	2.9
老人医療費負担金	—	496	750	—	—	—	5.0	5.1	—	—
普通建設事業費支出金	2,076	3,234	5,412	5,002	4,925	28.8	32.5	36.9	33.3	34.3
災害復旧事業費支出金	577	836	664	1,075	686	8.0	8.4	4.5	7.1	4.8
委 託 金	303	403	853	714	404	4.2	4.0	5.8	4.7	2.8
普通建設事業	100	191	216	230	200	1.4	1.9	1.5	1.5	1.4
災害復旧事業	2	4	11	15	11	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
そ の 他	200	208	626	469	194	2.8	2.1	4.2	3.1	1.3
そ の 他	685	933	1,566	1,803	1,736	9.6	9.5	10.7	12.0	12.1
都道府県費のみのもの	2,777	3,426	4,660	5,588	5,715	38.6	34.4	31.8	37.2	39.8
普通建設事業費支出金	1,107	1,249	1,767	1,943	1,997	15.4	12.6	12.1	12.9	13.9
災害復旧事業費支出金	11	10	11	10	10	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
そ の 他	1,658	2,166	2,831	3,635	3,709	23.0	21.7	19.6	24.2	25.8
合 計	7,199	9,946	14,664	15,036	14,350	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 『地方財政白書』，各年版による。

(5)
ある。

われわれは、現代福祉国家にビルト・インしている社会保障行政の根幹にかかわる国庫負担金問題を今後のわが国の政府間財政関係の問題としてどのように考え、展望していくかを念頭にその改革課題を検討しておきたいと思う。

- (5) 現代福祉国家の社会福祉関係の法（生活保護法ほか）が、勧告以後に整備され、国の負担（一部負担）割合が明確化されていったことは注意を要する。シャープはこの点との関連を明確に述べていないが、これは、地方財政法第9条（地方公共団体がその全額を負担する経費）の改正を意味していたといえる。前掲注(2)沢井勝論文と対比せよ。

2. 国庫補助負担金の弊害と地方行政統制

a. 国庫補助金の弊害と自治体側の要望

地方自治体行財政運営の「自律性」にとって数々の弊害をもつとされながら、国庫補助負担金は、それでもなお地方自治体の自治行政と予算策定にとって不可欠のものとされているのであるが、では、地方自治体は、「地方分権に向けての改革」の中で補助金の弊害とその改革について何を望んでいるのか。⁽⁶⁾この点については1985（昭和60）年11月、地方自治経営学会が府県、市町村の幹部職員を対象に行ったアンケート調査が一つの参考となる。同学会では、同年7月～8月に全国の自治体を対象にアンケート調査を実施、481名の回答を得ている。第5表にみる通り回答数442のうち①国庫補助金による統制、支配、細部への干渉、が全体の42.3%で第1位を占めている。つづいて②国の各省タテワリによる重複、統制の排除、が24.6%と第2位、③自治体の定数や組織についての国の関与、必置規制、が14.3%と第3位、④国の許認可による関与、機関委任事務による関与、は僅かに9.9%と第4位となって

第5表 現在自治体を最もしばりつけているもの

① 国庫補助金による国の統制、関与、干渉	328 (42.3%)
② 国の各省タテワリによる重複統制、関与	191 (24.5%)
③ 定数組織等についての国の関与	111 (14.3%)
④ 許認可権による国の関与	77 (9.9%)
⑤ 機関委任事務による国の関与	57 (7.4%)
⑥ その他	11 (1.5%)
計	775 (100.0%)

注) 地方自治経営学会1985年11月調査による。

(6) 以下の点については、前掲拙稿「国庫補助金と地方行財政統制」『都市問題』第77巻第7号、1986年参照。

いる。国の第2次臨調，行革審，地方制度調査会などで重視されてきたものと地方側の求めるものとでかなりニューアンスが異なることである。

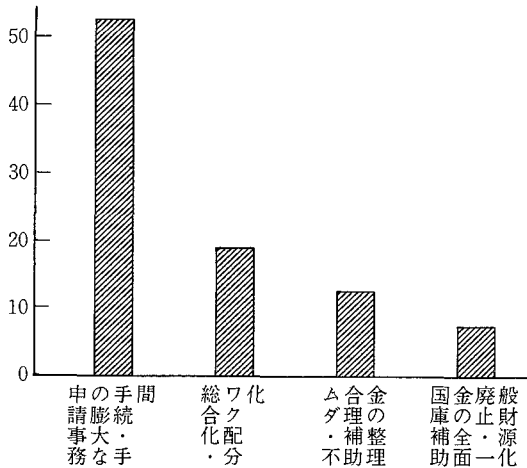
このような問題認識を前提に「国庫補助金の改革で地方がいま一番望むもの」をみると，回答数187のうち①国庫補助金申請にかかる膨大な手続，手間を指摘し，その大幅な簡素化を求める声が全体の52.9%で過半を占め，ついで②国庫補助金の総合化，メニュー化，ワク配分化を通ずるヒモなし補助金への改革を求める声が19.3%，③ムダ，不合理，零細補助金等の整理，廃止への要望が13.4%と第3位を占めている。そうして④国庫補助金の全面廃止，一般財源への要望は8.0%と非常に低くなっている。（第6表，第1図参照）。

第6表 国庫補助金の改革で地方が望んでいるもの

① 国庫補助申請にかかる手続，手間，事務の大幅な簡素化を	99	52.9%
② 国庫補助負担金はすべてワク配分（ひもなし補助金に近いもの）とする	36	19.3%
③ ムダ，不合理な補助金からまず整理する	25	13.4%
④ 国庫補助金の全面廃止（国庫負担金を除く）	15	8.0%
⑤ その他	12	6.4%

注) 出典は第5表に同じ。

第1図 国庫補助金の改革で，いま一番望むもの



以上のアンケート調査結果は、府県、市町村の幹部職員に限っていることで限定された調査であり、下級職員を含む一般職員の声が反映しておらず、また大都市・農村間の差違が明らかにされていないなどの問題点も残されるが、地方自治体当局者の意向についておおよその動向を知る上で便宜であろう。とくにこの回答で注目される点は、地方自治体当局者の国庫補助金に対する冷静でかつ合理的・現実的な見方が目につくことである。

b. 地方行財政統制の現投階

上記のアンケート調査事例でも分る通り、いわゆる国庫補助金の地方行財政統制をめぐる諸問題が、わが国中央・地方の行財政関係の改革問題において一つの焦点に置かれていることは明らかである。そこでこれを今一度ここで整理しつつその問題状況を見ておこう。⁽⁷⁾

元来、わが国の中央政府の地方行財政に対する関与・統制については、(1)法的側面を中心とした権限面での関与、(2)人事による関与、(3)財源面での関与、の大きくいえば3つの局面での関与があるとされてきており、筆者もこの点についていくつかの指摘を行ってきた。⁽⁸⁾国庫補助金をめぐる地方行財政統制の構造との関連でいえばこのいずれの局面とも関連しているが、とくに(1)及び(3)との関連性が大きい。そこでこれを、国庫補助金による中央政府・各省庁の地方自治体管理のメカニズムについていくつかの局面で検討しておこう。

1) 申請事務にかかる手間、手続の大きさ・複雑さ

国庫補助金を国の法令に基づいて支出される地方財政法第10条関係ないしは国の奨励的補助金に相当する第16条関係のいずれをとってみても、その申請事務にかかわる手間、手続の膨大さ・複雑さが自治体側から指摘されてい

(7) 注(6)拙稿参照。

(8) 拙稿「日本の地方財政の特質」岩元和秋編『現代日本地方財政論』有斐閣、1982年所収参照。

る。国庫補助金の申請は道府県の場合直接当該中央省庁への申請となるが、各市町村からの申請の場合直接国へ申請することは殆んどなく道府県の当該課の窓口を通じて、ヒヤリング、説明、とりまとめを行い、中央省庁へ提出することとなる。また、中央省庁への提出にさいしては申請市町村に説明のための同行を求められることも多い。したがって、補助金の申請から決定に至るまでのプロセスにおいては、申請の際の手續の大きさ・複雑さのみにとどまらず府県各担当部課の労力を要する場合が多くなっている。また、大きな事業については、中央省庁への説明のために足を運ばねばならないばかりか、国の“予算の季節”（11月中・下旬～12月末）には地元選出の国会議員の支援による陳情政治も日常化してくることになる。こういったケースは、都市・農村の補助事業の性格によっても異なるが、例えばこれをわが国に伝統的な農林関係の補助金に例をとってみると、例えば、土地改良事業関係では7～8回県へ足を運び、資料はB5版2,000頁、3人の職員が担当し、人件費410万円を要したケースが報告されている。

文部省関係の公立学校施設整備事業では、計画書の提出から精算払請求書の提出まで11回も県へ行き、1回の資料50枚～120枚、2人の職員が3日～7日かかって資料を作成しているなど、申請等の手續に労力の過半をとられることが報告されている。

これらの事例は、補助金の支出が公金支出である以上ある程度止むを得ない側面もあるであろう。しかし、市町村の事業の場合、上記に加えて県からの実績確認及び会計検査院からの検査があり、年に数回はこれらの事務の説明のため出席しなければならない。近年、国の第2次臨調・行革審等の勧告を受けてこれら補助金の申請手續等もある程度簡素化し合理化する方向にはあるが、とくに零細な補助金の獲得のために地方自治体担当職員が費す手間と労力はなおきわめて大きくなっている。⁽⁹⁾

(9) 以上は、日本地方自治経営学会による1985年7～8月の自治体幹部へのアンケート調査結果による。

2) 零細補助金もたらす弊害

上記の点と関連して、零細補助金もたらす弊害が指摘される。零細補助金については市町村の末端で補助金額が僅小となり1件10万円前後ないしはそれ以下のものを指している。これら補助金は、上記の「申請事務等に要する経費」に比べて「補助金額」が著しく少いため地方自治体側が補助金を受領してもコスト・ベネフィット（費用と便益）の関係では引き合わない場合があることを意味している。このような零細な補助金の例としては、第7表にみる通り、厚生省関係では福祉関係事務費補助金（児童福祉法施行事務費、身障者福祉法事務費、精薄者福祉法事務費ほか）、児童扶養手当支給事務費補助金、老人クラブ運営費補助金などがあり、文部省関係で社会教育集団学習奨励金、地域活動奨励費補助金、法務省の外国人登録事務交付金、防衛庁の自衛官募集事務費補助金、国土庁の土地利用規制等対策費補助金、農林水産省の米穀流通消費改善対策費交付金、農業振興地域整備促進事業費補助金、農用地高度利用促進事業費補助金、厚生省の勲章等伝達執行事務費などがあげられている。

また、たとえば、児童扶養手当支給事務費補助金（厚生省）が補助金額16万4,000円にして申請事務等に要する経費71万2,000円、同様に老人クラブ運営費補助金（厚生省）のように補助金額22万7,000円に対して申請事務等に要する経費69万2,000円というケースもみられる。これら零細補助金の中には市民参加の促進等ソフト面での行政上重要とみられるものもありいちがいに全廃することが正しいとはいえないであろう。だがいずれにしても、申請事務等に要する経費コストが補助金額を上まわるケースは、補助金行政のあり方としては決して望ましいとはいえず、一つ一つを検討した上で廃止、ないし一括化（包括化）するか、一般財源に振り替える措置が必要であろう。

また、いわゆる「箱物」補助といわれている農村コミュニティセンター等補助金の国のタテ割り行政にともなう複合施設化をめぐる問題もある（第8表、次節参照）。

第7表 零細補助金がもたらす弊害（その一例としてあげられているもの）

	〔補助金額〕	
	千円	千円
●福祉関係事務費補助金（厚生省）	38	45
〔 児童福祉法施行事務費 身障者福祉法 〃 精薄者福祉法 〃 〕		
●児童扶養手当支給事務費補助金（厚生省）	164	712
●特別児童扶養手当支給事務費補助金（厚生省）	47	238
●老人クラブ運営費補助金（厚生省）	227	692
●社会教育集団学習奨励金（文部省）	300	1,008
●地域活動奨励費補助金（文部省）	600	238
●勲章等伝達執行事務費（総務庁）	8	5
●外国人登録事務交付金（法務省）	44	220
	42	35
●自衛官募集事務費補助金（防衛庁）	18	19
	47	58
	131	88
●土地利用規制等対策費補助金	73	43
（国土庁）	70	110
●水田利用再編対策補助金（農水省）	131	402
●農用地高度利用促進事業費補助金（農水省）	170	263
●農業振興地域整備促進事業費補助金（農水省）	34	420
●米穀流通消費改善対策費交付金（農水省）	143	188

もっとも、国の補助金政策への地方自治体の対応は、総論賛成・各論反対ともいわれる通り大都市・都市、農村自治体のそれぞれの事情においてニューアンスを異にしていることも事実であろう。⁽¹⁰⁾

c. 各省のタテ割りによる重複，二重行政

国庫補助金が各省毎のタテ割り行政の一環として自治体におろされてくるため各省と当該地方自治体の事業ないしは施設との関係に“タテ割り支配型”の弊害をもたらしているケースがいくつかみられる。この点では、まず、i. 国の各省が類似した広域市町村振興計画やまちづくりモデル事業、農村コミュニティセンター事業などを有し、各省のたて割支配一な張り支配一が事実上みとめられる場合がある。例えば、広域的な市町村計画における自治省の広域市町村圏計画、建設省の地方生活圏計画、国土庁のモデル定住圏計画などの重層した計画区域の設定がある。また、最近における通産省のテクノポリス構想、郵政省のテレトピア構想などにとまなう地域指定と地方側の陳情合戦などの事例は、新たなタテ割行政の方向を示すものである。上記の事例は、1960年代の拠点開発時代における新産業都市指定一国による特定開発事業への国庫補助率のカサ上げやこれにリンクした特例債の発行が認められた一をめぐる自治体間の陳情合戦の事例を再現させるものであった。⁽¹¹⁾

(10) 日本財政学会においてコメントを頂いた柴田徳衛教授の東京都庁在職時代のご経験によると、東京都のような大都市の財政担当者は、生活保護費のように国があらかじめ負担割合を定めているものについては特に意見をはさまないが、零細な補助金については返すべきとの声も多々聞かれたということである。この点、同じ大都市でも大阪市の財政当局者に筆者が聞いたところでは、若干ニューアンスを異にしていた。大阪市でも国の必要以上の干渉や申請手続のはん雑さには批判の声が強いが、一方で高率補助金カットへの批判の声は東京都より大きくなっていった。これは大都市自治体としての同市のインナーシティ問題の大きさや生活保護率の高さを示すものでもあろう。

(11) ただいわゆる「テクノポリス法」では、新産・工特法の場合と異なり、国の補助金支出の枠はきわめて小さくなり、地方の「自律的」計画にまかされ従来のような地方側からの陳情によるメリットはきわめて少いことに留意しておくべきである。

第8表 箱物補助一覧

(単位：100万円)

省 庁	補 助 金 名	補 助 率	60年度 予算額	内 容	根 拠 法 令 等	創設年度	終 期
国 土 庁	過疎地域総合センター建設事業費補助金	1/3 1/3(都市)	390	コミュニティセンター (継続11ヶ所, 新規9ヶ所) 高齢者コミュニティセンター (新規9ヶ所)	「過疎地域振興特別措置法」	46年度 55年度	64年度 々
	山村地域若者定住環境整備モデル事業費	1/2(山村) 1/3(都市)	445	若者センター, 総合スポーツセンター (継続のみ15ヶ所)	「予算補助」	54年度	62年度
	克雪生活圏整備事業費補助金	1/2	250	体育館, テニスコート, 克雪センター(集会室等) (継続4ヶ所, 新規4ヶ所)	「予算補助」	58年度	
	離島開発総合センター建設事業費補助金	1/2又は 定 額	425	大型センター (継続4ヶ所, 新規3ヶ所) 小型センター (継続4ヶ所, 新規1ヶ所)	「予算補助」	48年度	
文 部 省	公立社会教育施設整備費補助金 (社会教育施設整備費)	定 額	11,152	公民館 215ヶ所 県立総合社会教育施設 1ヶ所 公立文化施設 12ヶ所 公立図書館 29ヶ所 公立博物館 9ヶ所 青年の家 3ヶ所 少年自然の家 6ヶ所 視聴覚センター 2ヶ所 婦人教育施設 1ヶ所	「社会教育法」 「予算補助」 「予算補助」 「図書館法」 「博物館法」 「予算補助」 「予算補助」 「予算補助」 「予算補助」		
	公立社会体育施設整備費補助金 (体育施設整備費)	1/3又は 定 額	7,778	体育館, プール等のスポーツ施設 (227ヶ所) 体育館 53ヶ所 プール 27ヶ所 運動場 92ヶ所等	「スポーツ振興法」		

厚生省	社会福祉施設等施設整備費補助金	1/2・1/3・ 2/3・3/4・ 8/10・定額	42,500 <small>(うち公立分) 25,500 (注1)</small>	保護施設, 身体障害者更生擁護施設, 老人福祉施設, 児童福祉施設, 精神薄弱者擁護施設等	「生活保護法」 「老人福祉法」 「身体障害者福祉法」 「精神薄弱者福祉法」 「児童福祉法」等 「予算補助」		
農林水産省 (林野庁) (水産庁)	農村総合整備事業費補助金 農村総合整備モデル事業費補助金	5/10	5,078	農村環境改善センター (60 35ヶ所)	「予算補助」	48年度	
	農業構造改善事業費補助金 新農業構造改善事業費補助金	1/2	7,344	構造改善センター (60 317ヶ所)	「予算補助」	53年度	
	林業構造改善事業費補助金 新林業構造改善事業費	1/2	664	集会所 (60 46ヶ所)	「予算補助」	55年度	
	沿岸漁業構造改善事業費補助金	1/2, 4/10	513	漁村センター (60 24ヶ所)	「予算補助」	51年度	
労働省	勤労婦人青少年福祉施設整備費等補助金 勤労婦人青少年福祉施設整備費	1/3	960	働く婦人の家 (60 14ヶ所) 勤労青少年ホーム (60 18ヶ所)	「雇用保険法」	28年度	
自治省	田園都市構想推進事業助成交付金	定額	900	リージョンプラザ (60 44ヶ所)	「予算補助」	55年度	

(注1) 公立分は、総予算の60%程度と想定。社会福祉施設等整備費補助金は、57年10月現在施設数公立28,049ヶ所 (62.9%) 私立16,537ヶ所 (37.1%), 合計44,586ヶ所 (100%)である。

つぎに、ii. 「地域活性化センター」「地域産業振興事業」「農村総合整備事業」などのような類似の地域振興事業が国土庁、農水省、通産省、自治省などで構想され何回も類似した資料提出を要請される場合がある。また、iii. 保育所は厚生省、幼稚園は文部省というような類似の施設の国の所管が異なり、したがって国庫補助負担金にもかなりの差がみられる場合、その他、iv 多目的複合施設（たとえば地域総合福祉会館）で補助負担金・起債資金等の所管が異なるため同じ施設にもかかわらず各省（厚生省、文部省ほか）毎の玄関や入口、事務所を設け二重・三重の行政になっているケースなどであり、各省庁間の地域行政の総合化が要請される。

4) 国の関与、必要規制と補助金

国の地方自治体に対する法的関与には、国会による各種の地方行政・地方財政関係法令の制定を通じ、法律またはその法律の施行にかかわる政令、許可、認可、命令、訓令、通達などによって行う権力的関与と、指導、助言、勧告、視察、調査、報告の提出などを通じて行う非権力的関与とがあるが（ほかに機関委任事務等の執行にかかわる司法的関与がある）、上記の点に関連した「定数、組織についての国の関与、必置規制」の改革をめぐる問題がある。この点については、第2臨調や第17次地方制度調査会答申にともなう「職員設置費に係る国庫補助金等」の整理・廃止と結びつけられて論議されてきた。地方行革推進小委員会の「国の関与・必置規制の整理合理化に関する答申」（1984年12月）はその一つの帰結だったのである。

これまで、厚生省、農水省、労働省、文部省、国土庁関係を中心に2万人を超える国庫補助対象職員（1984年度地方財政計画ベースでは21,538人であった）がいた現実からすれば、これを減らし補助金を一般財源にふりかえ地方財政の自主性、自律性を高める改革方向であれば原則的に賛成できる。これには、行革審の答申に基づき1985年の国会で若干の改正が行われたものもあるが、なお「重要なもの」で手がつけられていないものもある。その事例について検討してみると、第9表にもみる通り環境庁、国土庁、文部省、厚

第9表 職員設置費に係る国庫補助金等（除義務教育関係） （単位：100万円，人）

所管省庁	交付金等の名称	昭和60年度		備 考
		予算額	人員	
環境庁	公害健康被害補償給付支給事務費交付金	1,572	275	60定額補助金化 1/2
国土庁	土地利用基本計画策定等交付金	2,810	451	60交付金化
文部省	社会教育指導事業交付金	3,247	1,600	60交付金化
厚生省	特別保育事業費補助金	2,540	3,628	60定額補助金化 1/3相当
	保健所運営費交付金	32,607	20,782	59, 60交付金化
	市町村保健活動費交付金	7,968	5,095	60交付金化
	事務取扱交付金（児童扶養手当給付諸費）	182	47	
	小 計	43,297	29,552	
農林水産省	農業委員会交付金	14,810	3,291	60交付金化
	植物防疫事業交付金	1,105	617	60交付金化
	協同農業普及事業交付金	34,624	11,666	58交付金化
	蚕糸技術改良普及事業交付金	3,054	847	58交付金化
	林業普及指導事業交付金	4,776	2,534	58交付金化
	漁業調整委員会等交付金	478	186	60交付金化
	水産改良普及事業交付金	838	476	58交付金化
小 計	59,685	19,617		
通商産業省	診断指導事業交付金	2,411	1,178	58交付金化
労働省	職業転換訓練費交付金	8,379	3,700	60交付金化
	炭鉱離職者職業訓練費交付金	54	19	60交付金化
	離職者等職業訓練費交付金	2,590	1,024	60交付金化
	小 計	11,023	4,743	
合 計		124,045	57,416	

(注) 1. 予算額は、人件費以外の分をも含むものである。
 2. 人員は、交付金化等がなされた時点における地財計画ベースの人員である。

生省、農林水産省、通商産業省、労働省にまたがっており、定額補助金化ないしは、交付金化されたものもある。また、地方自治体当局者の見解からみた次のような事務事例のケースもみられる。たとえば、

△特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、母子寮、児童館等の社会福祉施設（厚生省）等。これは、専任職員の設置が義務づけられており、嘱託、パート、ボランティアの活用ができないといわれる。

△公民館、図書館、働く婦人の家などについては専任の館長、職員をおくことが義務づけられているので、民間委託、パート、嘱託化ができないといわれる。

△農業改良普及員、生活改良普及員については国庫補助金制度から交付金制度へ移行したが、実質上国からの職員確保への強い指示がみられる。

また農業改良普及所、防害虫防除所、家畜保健衛生所もおおむねお必修制とされており、一般農政事務所との統合ができていない。

△農業委員会や福祉事務所などが市の長部局業務と重複している。

等々があり、地方側では、とくに民間委託化との関係での意見が強くなっているのである。

上記の事例のうち、とくに国との事務権限配分の関係でいえば、明確に国からの必要以上の統制がみられ改善が望ましいものもあるだろう。例えば、上記の農業改良普及所関係のそれは明らかに時代が変り農業をとりまく社会経済環境も大きく変化した現在、おおむね妥当な提案ともいえるのである。しかし、一方ではまた、この問題を単に民間委託、嘱託、パート、ボランティア化との代替等としてのみ提案することにはなお問題も残される。上記のうち特別養護老人ホームや図書館に専任職員（ないしは専門官）がいなくなるとその機能面で問題が生じよう。とくに現在地方の市町村の図書館では、専門官さえいないケースもかなり見られるからである。また、近年保育所、児童館等の児童福祉施設（厚生省）、病院や保育所の給食業務（厚生省）、勤労青少年ホームや雇用促進事業団の施設（労働省）、資料館・博物館（文部省、

文化庁）、職員法44条関係（労働省）について、国の法令、通達、指導等により民間委託ができなくなっているのを改め「民間委託」を大幅に認めてほしいとの現場当局者からの声が聞かれる。地方分権の立場から定数、組織についての必要以上の国からの干渉は望ましいとはいえない。しかし、そのことと「民間委託」化とがイコールであるとする短絡的な考え方にもなおいくつかの問題が残される。ここでは、地方行財政運営における「自主性」・「自律性」原則が事務配分と行政サービス給付における「平等性」（格差是正を含む）原則を排除するものでないことが銘記されていなければならない、その公共性の中身が充分吟味されていなければならない。地方自治における「自主性」は、排他的ないし地域エゴ的なものではなく、ナショナルミニマムを包摂したものでなければならないことはいうまでもないからである。

3. 国庫補助負担金の削減問題

a. 国の減量化と高率補助金削減問題

国における補助金等の削減は、1984年頃から目だちはじめた。1980年代に入り国の予算における補助金予算額の対前年度伸び率は減少し、1984年度当初額14兆5,645億円、対前年度比マイナス2.9%、1985年度当初予算額14兆4,301億円、対前年度比マイナス0.9%、1986年度当初予算額14兆1,090億円、対前年度3,211億円削減（対前年度伸び率マイナス2.2%）となっている。国の一般会計当初予算に占める補助金等当初予算額の割合は、1980年度の32.5%から1984年度28.8%、1986年度26.1%にまで低下した（第1表参照）。

1985（昭和60）年度の予算編成に際し高率補助金の一律削減方針が大蔵省で提案された。地方六団体等は強く反対したが、「補助金一括法案」として国会に提出され可決をみた。参議院での付帯決議にある通り、地方六団体等の要望を反映して1年限りとするのがひとまず決まり、今後関係各省および学識経験者を加えた委員会で対策を検討することとなった。国庫補助負担率

の引下げおよび公共投資の拡大にともなう地方負担の増加額は第10表からも明らかな通り5,800億円となっている。これは経常経費系統2,600億円と投資的経費系統3,200億円で、経常経費系統における地方負担の増加額2,600億円は1985年度の財政措置として地方交付税に特例加算1,000億円、建設地方債の増発によるもの1,600億円（うち1,000億円は1991年度以降地方交付税に特例加算予定）となっている。一方投資的経費系統のうち国庫補助率の引下げにともなう増加額2,000億円は臨時財政特例債の増発で（うち元利償還費の2分の1を1986年度以降地方交付税に特例加算するので1,000億円が国費補てんとなる）、また事業量拡大にともなう増加額1,200億円は建設地方債の増発によ

第10表 国庫補助負担率の引下げに対する地方財政対策の概要

区分	地方負担の増加額	昭和60年度の地方財政措置	国費補てん措置	地方財政計画措置
経常経費系統	国庫補助負担率の引下げに伴う増加額 2,600億円	地方交付税の基準財政需要額（経常）に2,600億円を算入	地方交付税に特例加算 1,000億円	同 左 1,000億円
			建設地方債の増発 1,600億円 ^{*1)} （投資的経費の振替え）	昭和66年度以降地方交付税に特例加算（暫定） 1,000億円
			—	600億円 （不交付団体に係る分）
投資的経費系統	国庫補助負担率の引下げに伴う増加額 2,000億円	臨時財政特例債 2,000億円 ^{*2)}	元利償還費の1/2は昭和61年度以降地方交付税に特例加算 1,000億円	1,000億円
	事業量拡大に伴う増加額 1,200億円	建設地方債の増発 1,200億円 ^{*3)}	—	1,200億円
合計	5,800億円	5,800億円	2,000億円＋1,000億円（暫定）	2,800億円

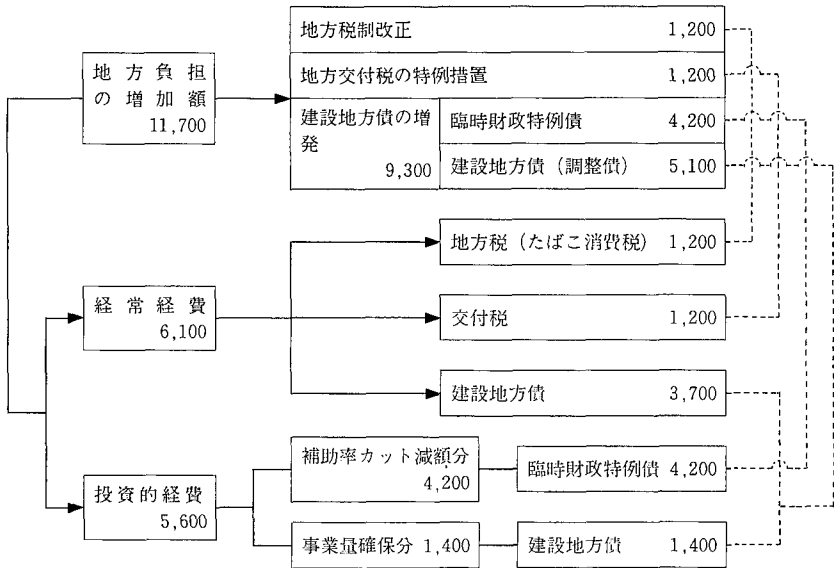
- 注) 1. 第102回国会衆参両議院地方行政委員会会議提出資料による（1985年5月）。
 2. *は、昭和61（1986）年度以降の元利償還費の交付税算入の考え方を示し、1) 100%
 2) 100% 3) 80%を予定している。

るものとされている。地方負担の実質的増加は不交付団体の負担分600億円と臨時財政特例債の元利還費の残りの2分の1、建設地方債の増発にともなう元利償還費分合計2,800億円となる計算だが、さらに1985年度の地方交付税の特例加算1,000億円以外は国の直接負担の翌年度への繰り延べを意味するものである。

1986年度の国の予算作成過程では、これをさらに拡大するものとなった。生活保護費等高率補助金の国庫負担率のカットは、これを3年間継続(1985, 86, 87年度)することが決められ、さらに補助率のカットは、公共事業費、老人福祉、児童福祉、教職員の共済費、恩給等を含むより多数の行政分野にまで拡大された。その結果、第11表にみる通り地方負担の増加額は、1兆1,700億円となり、これに対する対応措置として地方税制改正1,200億円(たばこ消

第11表 国庫補助負担率引下げ地方負担増加額に対する措置 (1986年度予算)

(単位 億円)



費税の値上げ分⁽¹²⁾ほか), 地方交付税の特別措置1,200億円, 建設地方債の増発9,300億円(うち臨時財政特例債4,200億円, 調整債としての建設地方債5,100億円)がみとめられた。1兆1,700億円の内訳は経常経費系統6,100億円, 投資的経費系統5,600億円(うち補助率カット減額分4,200億円, 事業量確保分1,400億円)である。国(各省)側からすれば, 地方負担の増加は当面なく形式的には問題はないとの立場であるが, 補助率カットの現実の自治体への影響にはかなり大きいものがある。交付税特例措置は不交付団体(大都市ほか)には恩恵がなく, 建設地方債・臨時財政特例債等地方債の増発分は, 元利償還費の一部は地方交付税により措置されるものの将来にそのツケが残されてゆくものもかなり出るものと見られるからである。

いま, 1986年度の各補助金の補助率の削減の実態を各省別に一覧してみよう。第12表は, これを経常経費系統と投資的経費系統に分けて一覧したものである。国庫補助負担金制度の変更における国庫補助負担率の引下げは防衛施設庁, 環境庁, 国土庁, 外務省, 文部省, 厚生省, 農林水産省, 通商産業省, 運輸省, 労働省, 自治省, などに及んでいる。経常経費系統では1/2以上の高率補助負担金の補助率の切り下げを原則として更に行うこととしている。とくに厚生省をはじめ, 農林水産省, 文部省, 国土庁関係の高率補助金の引き下げ率が8/10→7/10, 2/3→1/2, 75/100→65/100, 1/2→1/3という風になきくなっている。また, 経常経費の一般財源化は, 厚生省の伝染病予防対策事業費等補助金(目細では結核予防費補助金)27億9,300万円, 老人医療給付費等補助金(目細では老人保健法事務費補助金)16億9,400万円, 通商産業省の診断指導事業費交付金24億1,100万円の職員設置費分, 文部省の地方文化振興費補助金(目細は地方芸術文化活動費補助金)2億100万円, などとなって

(12) 国のたばこ消費税の値上げによる増収分1200億円は1986年度の特例措置として, 地方交付税に加算することとなった。これは当該年度にとどまるものである。

この点拙稿「61年度予算案は自治体財政に何をもちたすか」『住民と自治』, 自治体研究社, 1986年3月号も参照。

第12表 国庫補助負担金制度の変更の概要

I 経常経費系統

1. 国庫補助負担率の引下げ

所管	補助金等名	59補助率	60補助率	61補助率	備 考
防衛施設庁	(目) 施設周辺整備助成補助金 (防音助成のうち庁舎改造)	7.5/10	2/3	2/3	61年度事業なし
	(目) 道路改修等事業費補助金 (8条のうち改良) (本土分) (沖縄県分)	8/10 10/10	7.5/10 9.5/10	7.5/10 9.5/10	
環境庁	(目) 交付地方償元利償還金等補助金 (60年度買上げ分) (61年度買上げ分)	(8/10) (8/10)	7/10 (7/10)	7/10 6.5/10	
	(目) 自然公園等施設整備費補助金 (目細) 固定公園等施設整備費補助金(琵琶湖総合開発)	5.5/10	5/10	5/10	
国土庁	(目) 国土調査費補助金 (目細) 地籍調査費補助金 (地籍調査管理事業補助金)	2/3	6/10	1/2	61年度事業なし
	(目細) 地籍調査費補助金 (地籍調査費補助金)	2/3	6/10	5.5/10	
	(目細) 土地分類細部調査費補助金	2/3	6/10	1/2	
	(目細) 土地分類基本調査費補助金	2/3	6/10	1/2	
	(目細) 都道府県水調査費補助金	(2/3)	6/10	1/2	
	(目) 小笠原諸島振興費補助金 (目細) 小笠原諸島振興費補助金(生活再建貸付資金補助金)	6/10	5.5/10	1/2	
	(目) 小笠原諸島振興事業費補助 (目細) 交通施設整備費補助 (道路整備)	3/4 10/10	2/3 9/10	6/10 9/10	
	(目細) 産業振興・観光開発費補助 (農業生産基盤整備) (漁業基盤整備(用地)) (漁業基盤整備(水域外郭))	7/10 8/10 10/10	6.5/10 7/10 9/10	6.25/10 2/3 9/10	
	(目細) 生活基盤施設整備費補助 (生活環境等施設整備 (医師住宅、診療所))	2/3	6/10	1/2	
	(目細) 教育施設(高等学校) (教育施設(小中学校)) (目細) 防災・国土保全費補助(砂防)	2/3 4/5 2/3	6/10 7/10 6/10	5.5/10 2/3 5.5/10	
(目) 地方都市整備事業費等補助金 (目細) 花と緑の都市モデル地区整備事業費補助金(新規分)	1/2	1/2	1/3	61年度事業なし	

所管	補助金等名	59補助率	60補助率	61補助率	備考
国 土 庁	(目) 田園都市構想モデル事業費補助金 (目細) 地域行動推進事業費補助金(新規分)	1/2	1/2	1/3	
	(目) 過疎地域集落等整備事業費補助金(リフレッシュふるさと推進モデル事業費補助金(新規分))	1/2	1/2	4/10	
	(目) 豪雪地帯対策特別事業費補助金(克雪生活圏整備事業(新規分)) (基幹的事業)	1/2	1/2	1/2	
	(準基幹的事業)	1/2	1/2	4.5/10	
	(その他)	1/2	1/2	1/3	
	(目) 振興山村開発特別事業費補助金 (目細) 山村地域資源高度活用促進等モデル事業費補助金(新規分) (基幹的事業)	1/2	1/2	1/2	
	(準基幹的事業)	1/2	1/2	4.5/10	
	(その他)	1/2	1/2	1/3	
	(目) 離島振興特別事業費補助金 (目細) 離島開発総合センター建設費等補助金 (離島開発総合センター建設事業(新規分))	1/2	1/2	4/10	
	(コミュニティアイランド推進事業(新規分))	—	1/2	4.5/10	
外務省	(目) 海外技術協力推進団体補助金 (目細) 地方公共団体補助金(技術協力事業)	3/4	2/3	1/2	
文 部 省	(目) 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 (目細) 学用品費(産炭加算分)	6/10~8/10	5.5/10~7/10	5.5/10, 2/3	
	(目細) 修学旅行費(産炭加算分)	6/10~8/10	5.5/10~7/10	5.5/10, 2/3	
	(目細) 学校給食費(産炭へき地加算分)	6/10~8/10	5.5/10~7/10	5.5/10, 2/3	財政力指数 0.2以上 0.5未満の団体 5.5/10, 0.2未満の団体 2/3
	(目細) 医療費(産炭加算分)	6/10~8/10	5.5/10~7/10	5.5/10, 2/3	財政力指数 0.2以上 0.5未満の団体 5.5/10, 0.2未満の団体 2/3
	(目) へき地児童生徒援助費等補助金(高度へき地修学旅行費)	2/3	6/10	5.5/10	財政力指数 0.4未満
	(目) 高度へき地学校児童生徒パンミルク給食費補助金(本土分)	8/10, 10/10	7/10, 9/10	5/10, 6/10, 7/10	財政力指数 0.7以上の団体 5/10, 0.3以上 0.7未満の団体 6/10, 0.3未満の団体 7/10
	(沖縄分)	10/10	10/10	9.5/10	財政力指数 0.3未満の団体

所管	補助金等名	59補助率	60補助率	61補助率	備 考
文 部 省	(目) 高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金(夜食費)	1/2	1/2	1/3	ほかに不交付団体に係る調整措置強化(退職手当分)
	(目) 学校教育設備整備費等補助金(理科教育等担当教員研修用設備)	1/2	1/2	1/3	
	(目) 義務教育費国庫負担金(共済費追加費用, 恩給費)	1/2	1/2	1/3	
	(目) 公立養護学校教育費国庫負担金(共済費追加費用, 恩給費)	1/2	1/2	1/3	
厚 生 省	(目) 保健事業費等補助金 (目細) 感染症等子防対策費補助金(特殊感染症予防費)	定額(2/3)	定額(6/10)	定額(1/2)	目名変更(←疾病予防対策事業費等補助金)
	(目) 医療施設運営費等補助金 (目細) へき地医療対策費補助金(へき地診療所運営費)	2/3	6/10	1/2	
	(目) 医療施設等設備整備費補助金(奄美群島医療施設, へき地患者搬送車等)	2/3, 3/4	6/10, 2/3	1/2	別に生活保護臨時財政調整補助金 200億円
	(目) 医療施設等施設整備費補助金(へき地診療所)	2/3	6/10	1/2	
	(目) 結核医療費補助金 (目細) 医療費補助金(従業禁止・命令入所患者費)	8/10	7/10	7/10	
	(目) 精神衛生費等補助金 (目細) 精神障害者措置入院費補助金	8/10	7/10	7/10	
	(目細) 麻薬中毒者入院措置費補助金	8/10	7/10	7/10	
	(目) 生活保護費補助金 (目細) 保護費補助金	8/10	7/10	7/10	
	(目細) 施設事務費補助金	8/10	7/10	7/10	
	(目) 身体障害者保護費補助金 (目細) 更生医療給付費等補助金	8/10	7/10	1/2	
	(目細) 更生援護施設事務費等補助金	8/10	7/10	1/2	
	(目) 老人保護費補助金 (目細) 老人福祉施設保護費補助金	8/10	7/10	1/2	
	(目) 婦人保護費補助金 (目細) 婦人保護施設運営費等補助金	8/10	7/10	1/2	
	(目) 世帯更生貸付等補助金(世帯更生貸付金)	2/3	6/10	1/2	
	(目) 社会福祉施設等設備整備費補助金(過疎地域等)	2/3	6/10	5.5/10	
	(目) 社会福祉施設等施設整備費補助金(過疎地域等)	2/3	6/10	5.5/10	
	(目) 児童保護費等補助金 (目細) 児童保護措置費補助金	8/10	7/10	1/2	
	(目細) 精神薄弱者援護措置費補助金	8/10	7/10	1/2	

所管	補助金等名	59補助率	60補助率	61補助率	備考
厚生省	(目細) 身体障害児援護費等補助金	8/10	7/10	1/2	目名変更(←福祉手当給付費補助金)
	(目) 母子保健衛生費補助金				
	(目細) 未熟児養育費等補助金	8/10	7/10	1/2	
	(目細) 妊婦乳児健康診査費等補助金(妊産婦乳幼児保健指導費)	8/10	7/10	1/2	
	(目) 特別障害者手当等給付費補助金	8/10	7/10	7/10	
	(目) 児童扶養手当給付費負担金	—	8/10	7/10	
	(目) 児童保護費等補助金				
農林水産省	(目細) 児童福祉事業対策費等補助金(児童相談等特別事業費)	—	1/2	1/3	
	(目) 母子保健衛生費補助金(健全母性育成事業費, 療育指導費)	1/2	1/2	1/3	
農林水産省	(目) 農業振興事業推進費補助金				
	(目細) 土壤保全対策費補助金(小規模公害防除対策事業費)	2/3	6/10	5.5/10	
	(目細) 植物防疫対策費補助金(病害虫診断技術調査等特別事業費のうち広域特殊調査)	2/3	6/10	1/2	
	(目) 農業改良普及対策費補助金				
	(目細) 農業改良普及推進事業費補助金(普及活動特別事業費のうち地域健康生活対策特別事業費)	2/3	6/10	1/2	
	(目) 野菜価格安定対策費補助金(野菜生産出荷安定資金造成費)				
	(目細) 野菜(一般野菜)	7/10	6.5/10	6/10	
	(目細) 需給調整野菜	7.5/10	2/3	6.5/10	
	(目) 森林病虫害等防除費補助金				
	(目細) 森林病虫害等駆除費補助金	2/3	6/10	5.5/10	
農林水産省	(目) 漁業近代化資金利子補給等補助金				61貸付分は廃止し、漁業経営再建資金(6/10)を創設
	(目細) 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金(漁業経営維持安定資金, 漁業構造再編整備資金)				
	(60貸付分)	(2/3)	6/10	6/10	
	(61貸付分)	(2/3)	(6/10)	1/2	
	(目細) 漁業用燃油対策特別資金利子補給補助金(60貸付分)	(2/3)	6/10	6/10	
	(目) 農林水産試験研究費補助金				
	(目細) 沖縄県試験研究機関	10/10	10/10	9.5/10	

所管	補助金等名	59補助率	60補助率	61補助率	備考
農	整備費補助金(施設費) (目)山村等振興対策事業費補助金 (目細)第三期山村振興農林漁業振興対策事業費補助金	1/2	1/2	4.5/10, 1/2	基盤整備 1/2(現行どおり) 簡易な事業についてはメニュー除外 近代化施設 基幹的施設 1/2 (現行どおり) 準基幹的施設 4/10 (第三期山村 4.5/10, 生産総合及び畜産総合 4/10, 1/3) その他メニュー除外 環境整備 集会施設 300m ² 以下の部分 1/2(現行どおり) 300m ² ～1,000m ² の部分 1/3 (第三期山村 4.5/10) 1,000m ² 以上の部分 メニュー除外 集会施設以外 基幹的施設 1/2 (現行どおり) 準基幹的施設4/10 (第三期山村 4.5/10) その他、メニュー除外 機械 1/3, 1/2, 4/10 (第三期山村 4.5/10) メニュー除外(融資措置等に振替)
	(目細)農村地域定住促進対策事業費補助金	1/2	1/2	1/3, 4/10, 1/2	
	(目)農業構造改善事業費補助金	1/2	1/2	1/3, 4/10, 1/2	
	(目)地域農業生産総合振興事業費補助金	1/2	1/2	1/3, 4/10, 1/2	
	(目)畜産総合対策事業費補助金	1/2	1/2	1/3, 4/10, 1/2	
	(目)林業構造改善事業費補助金	1/2	1/2	1/3, 4/10, 1/2	
	(目)沿岸漁業構造改善事業費補助金	1/2	1/2	1/3, 4/10, 1/2	
林					
水					
産	(目)食料品等流通消費改善対策費補助金 (目細)食品流通等対策指導推進費補助金(都道府県指導推進費のうち分析機器)	1/2	1/2	1/3	
	(目細)食品等流通対策事業費補助金(地域食品振興対策事業費のうちオープンラボラトリー施設整備費)	1/2	1/2	1/3	
	(目)林業生産流通振興対策費補助金 (目細)林産集落振興対策事業費補助金(林産集落振興条件整備事業費)	1/2	1/2	4/10, 1/2	基盤整備 1/2 (現行どおり) 施設整備 基幹的施設 1/2 (現行どおり) 準基幹的施設 4/10 その他、メニュー除外 基幹施設 1/2 (現行どおり) その他 4/10
	(目細)林業後継者育成対策等事業費補助金(21世紀の森整備事業費)	1/2	1/2	4/10, 1/2	

所管	補助金等名	59補助率	60補助率	61補助率	備考
農 林 水 産 省	(目) 水田利用再編対策推進事業費補助金	1/2	1/2	1/3, 1/2	基盤整備 1/2 (現行どおり) 集団営農用等施設 基幹的施設 1/2 (現行どおり) その他 1/3 集団営農用機械 基幹的機械 1/2 準基幹的機械 1/3 その他 ×メニュー除外
通 商 産 業 省	(目) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 (亜炭鉱放置坑口閉そく工事)	2/3	6/10	5.5/10	目細廃止
運 輸 省	(目) 離島航路補助金	7.5/10	2/3	2/3	
労 働 省	(目) 失業対策事業費補助金 (除く資材費分等)	2/3	6/10	1/2	61年度から措置される特例給付金については 1/2 (56年度特例措置 1/3)
	(目) 特定地域開発就労事業費補助金	2/3	6/10	1/2	
	(目) 職業転換訓練費補助金 (目細) 就職促進訓練費 (訓練手当)	2/3	6/10	1/2	目細統合 (←(目細) 就職促進訓練費及び(目細) 職場適応訓練費)
自 治 省	(目) 消防施設等整備費補助金 (目細) 市町村消防施設等整備費補助金(過疎、離島)	2/3	6/10	5.5/10	
	(目細) 特殊災害用消防施設等整備費補助金(過疎)	2/3	6/10	5.5/10	

注) 1 (目) 水田利用再編対策推進事業費補助金は、地方公共団体を經由する補助金であるが、地方負担を伴わないものである。

2 今後精査の結果、若干の訂正がありうる。

2. 一般財源化

(単位：100万円)

所管	補助金等名(補助率)	60予算額	備考
厚 生 省	(目) 疾病予防対策事業費等補助金 (目細) 結核予防費補助金(1/3)	2,793	
	(目) 老人医療給付費等補助金 (目細) 老人保健法事務費補助金(1/2)	1,694	
通 商 産 業 省	(目) 診断指導事業交付金(定額)	2,411	職員設置費分を一般財源化 事業費分は定額補助金化(→(目細) 指導 事業費補助金のうち診断事業費)
文 部 省	(目) 地方文化振興費補助金 (目細) 地方芸術文化活動費補助金 (1/3)	201	

Ⅱ 投資的経費系統（主要公共事業の国庫補助負担率の引き下げ）

事 業	59補助負担率	60補助負担率	61補助負担率
河 川			
中小河川改修費（一級河川）	2/3	6/10	5.5/10
〃（大規模分）	3/4	2/3	6/10
砂 防（一般分）	2/3	6/10	5.5/10
治 山			
治山事業費（山地治山）	2/3	6/10	5.5/10
〃（総合治山）	2/3	6/10	5.5/10
海 岸			
高潮対策費（特定海岸）	2/3	6/10	5.5/10
侵食対策費（特定海岸）	2/3	6/10	5.5/10
道 路			
一般国道道路改築	3/4	2/3	6/10
地方道改築	2/3	6/10	5.5/10
交通安全施設（通学路）	2/3	6/10	5.5/10
街 路（一種改良）	2/3	6/10	5.5/10
港 湾			
特定重要港湾 臨港道路（新交通システム）	2/3	6/10	5.5/10
〃 水域・外かく（貿易）	6/10	5.5/10	1/2
避 難 港	3/4	2/3	6/10
漁 港			
漁港修築費 外かく・水域（4種）	3/4	2/3	6/10
〃（特3種）	7/10	6.5/10	6/10
〃（3種）	6/10	5.5/10	1/2
〃 けい留（特3種、4種）	6/10	5.5/10	1/2
空 港			
第二種空港（B）	3/4	2/3	6/10
下 水 道			
公共下水道 管きよ	6/10	5.5/10	1/2
〃 終末処理場	2/3	6/10	5.5/10
流域下水道 管きよ	2/3	6/10	5.5/10
〃 終末処理場（第1種）	3/4	2/3	6/10
〃（第2種）	2/3	6/10	5.5/10
公 園			
用地（児童公園 1,000m ² 以上 1,200m ² 未満）	1/3	1/3	3/10
農 業 基 盤			
広域農道	6.5/10	6/10	5.5/10
農地開発	6.5/10	6/10	5.5/10
防災ダム	6.5/10	6/10	5.5/10
干 拓	6.5/10	6/10	5.5/10
林 道			
広域基幹林道	6.5/10	6/10	5.5/10
峰越連絡幹線林道	2/3	6/10	5.5/10
沿岸漁場整備			
魚礁設置（大型）	6/10	5.5/10	1/2
人工礁漁場造成	7/10	6.5/10	6/10

いる。

一方、投資的経費系統では、建設省、農林水産省関係が中心をなすが、(1) 国庫補助負担率が2分の1を超える事業については、原則として1985（昭和60）年度の補助負担率を更に一段引き下げる。(2)直轄事業については、昭和60年度の負担割合に据え置く。(3)いわゆる地域特例に関してはその一部について引き下げを行うものとするが通常の補助負担率以下となるものは対象外とする。(4)上記のほか、60年度に引きつづき引き下げの対象から除外するものを設ける、などである。

公共事業費について注意すべき点は、国の内需拡大策との関連もあり、補助率の引き下げによる予算削減が事業量の拡大によりカバーされており、経常経費系統における民生的行政分野（生活保護費等）の扱いと異なっていることに注意しておかねばならない。⁽¹³⁾ その他公共事業の採択基準引き上げ及び小規模な事業を地方単独事業として実施することとしたこと、公立学校施設整備費補助金の国庫補助負担率の引き下げを行ったことなどがあげられる。

なお、昭和62年度当初予算での補助率カットにともなう地方財政の財源不足額は1兆4970億円となっている。

（以下次号）

(13) この点、前掲、拙稿「61年度予算案は自治体財政に何をもちたらすか」も参照。